

三平事務所通信 2016.5.1



【コラム】『熊本県地震に際して』

三平 和男

熊本県で発生した地震は、今なお余震が続いている状況で、被災されている皆様には心よりお見舞い申し上げます。

家の倒壊などにより、多くの尊い命が奪われましたが、さらに長引く避難生活においてエコノミー症候群など災害関連死による死者も増えてきています。テレビ、新聞などの報道だけでは皆様の精神的、肉体的な苦痛はその一端しか知ることができませんが、心が痛みます。

東日本大震災と同様に、今回の熊本県地震でも、多くの人々が現地に赴いてボランティア活動をしているますが、このことは、日本人の相互扶助の精神、連帯意識の表れであり、その国民性を誇らしく思います。

他方、このような直接的支援ができず、何もできないもどかしさや、無力感を感じている方も多くいらっしゃるでしょう。しかし、一人一人ができる支援は小さなことですが、今起きていることに皆が思いを寄せ続けることが、大きな支援につながり、何よりも大切なことだと思います。また、日々の自らの仕事を取組んでいくことも、間接的な支援につながるのではないのでしょうか。

さて、この災害で会社が倒壊し、設備機器が使えなくなり事業の継続が困難になっている企業や、一定期間の休業を余儀なくされる企業もあるでしょう。人間にとって働くという事は、単に生活の為だけでなく、その収入の多寡にかかわらず生きていることの証ともいえます。その意味で、一日でも早く仕事ができる状況になり、生きる勇気を一層奮い立たせることができるようになることが望まれます。

我々の仲間である熊本県の社会保険労務士は、幸い全員無事でした。自分たちの生活再建も大変かと思いますが、地域の企業や従業員の生活再建、復興のために、年金、医療、介護保険などの社会保険制度や人事労務分野の専門家として、その職責を果たしていくことが期待されています。全国の社労士も全力でサポートする体制で準備を進めているところです。

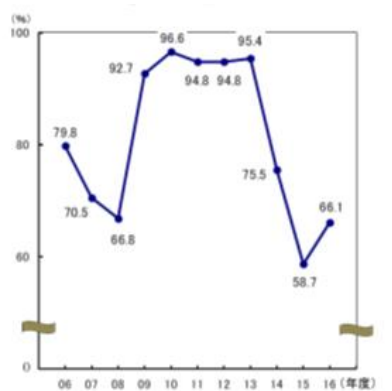
このような災害発生時には、高齢者や障がい者、妊産婦といった弱い立場の方々に配慮しなければいけないのは当然ですが、不十分、不適切な対応により、高齢者や障がい者の尊厳を損なう危険な状況になりかねません。この点は過去の災害時において指摘されてきており、十分な配慮が求められるところです。

平常時、企業、職場において、高齢者や障がい者、妊産婦、育児・介護中などの従業員に対して必要な配慮がなされていれば、災害時の対応だけではなく、組織全体において有機的な連携のもとに、一層の活性化が図られるのではないのでしょうか。

被災地域では、今なお、余震が続くなか、ひと時も心が休まることなく過ごされていることと思いますが一刻も早く、一筋の光が見いだされる時がくることを心より願っています。

《2016年度 新入社員の初任給調査》

民間調査機関の(一般)労務行政研究所より、今年4月の新卒入社者の初任給調査結果が発表されました。



初任給据え置き率の推移

調査では、33.9%の企業が「全学歴引き上げ」した結果となり、前年度から6ポイント減少しています。

また、14年度以降は賃上げに積極的な企業が増えたこともあり、初任給の据え置き率も低下していましたが、前年度に比べ今春闘交渉では賃上げは抑制傾向にあった影響により、初任給の据え置き率も約7ポイント増加しています。

《子ども・子育て拠出金の引き上げについて》

平成28年3月31日に子ども・子育て支援法が改正され、改正された法律および政令が3月31日に官報公告されました。

子ども・子育て拠出金の料率は平成28年4月1日より、1.5／1,000から2／1,000に引上げとなります。

《労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応を促すための8つの支援》

厚生労働省は、～平成30年度からの「無期転換ルール」の本格化まであと2年！事業主の皆さま・働く皆さまへの支援を強化～と題して、労働契約法に基づく「無期転換ルール」への対応を促すため、無期転換申込みが2年後の平成30年度から本格的に行われることを踏まえ、8つの支援策などを紹介しています。

8つの支援には無期転換ルールも含めた「労働契約等解説セミナー」の開催や、先進的な取組を行っている企業の事例の紹介、キャリアアップ助成金の拡充などが盛り込まれています。

詳しくは下記URLでご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000122934.html>

※無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールのことです。

※無期転換ルールには特例があります。

定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL:03-3504-0071／FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。